

横須賀市報

第 1776 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

規 則	
◇横須賀市環境審議会規則中一部改正……………	14495
◇横須賀市市税条例施行規則中一部改正……………	〃
◇横須賀市介護保険条例等施行取扱規則中一部改正……………	〃
告 示	
◇街区の設定について……………	14496
◇西コミュニティセンターの一部の利用の休止について……………	14498
◇特定計量器の定期検査について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について……………	14499
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇除却広告物等の保管について……………	〃
◇放置自転車等の移動について……………	〃
◇道路区域変更及び供用開始について……………	14500
公 告	
◇住民票の職権消除について……………	14501
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料に係る債権差押解除通知書の公示送達……………	〃
◇債権差押調書の公示送達……………	〃
◇配当計算書の公示送達……………	〃
◇農用地利用集積計画について……………	〃
訓 令 甲	
◇環境総合政策会議設置規程廃止……………	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	〃
◇指定下水道工事店の代表者の変更について……………	〃
消 防 局 告 示	
◇消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の指定について中一部改正……………	14502
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	〃
選挙管理委員会告示	
◇選挙人名簿への登録を行う日について……………	〃
◇選挙権を有する方の50分の1の数について……………	〃
◇選挙権を有する方の3分の1の数について……………	〃
◇選挙権を有する方の6分の1の数について……………	〃
監 査 委 員 告 示	
◇包括外部監査人の監査の事務を補助する方について……………	〃

規 則

横須賀市規則第23号
横須賀市環境審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年9月25日
横須賀市長 上地 克 明
横須賀市環境審議会規則の一部を改正する規則

横須賀市環境審議会規則(平成8年横須賀市規則第47号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「7人」を「10人」に改める。
附 則
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

横須賀市規則第26号
横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年9月25日

横須賀市長 上地 克 明
横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則
横須賀市市税条例施行規則(昭和46年横須賀市規則第25号)の一部を次のように改正する。
第10条(見出し含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。
第15条の2中「附則第38項第2号」を「附則第44項第2号」に改める。
第18条第21号中「軽自動車税納税通知書」を「軽自動車税(種別割)納税通知書」に改め、同条に次の1項を加える。
2 原動機付自転車等の標識は、前項第22号及び第22号の2の規定にかかわらず、市長が告示することにより別に定めるとおりとすることができる。
第21号様式(第1面)中「年度 軽自動車税 納税通知書」を「年度 軽自動車税(種別割) 納税通知書」に、「納税年度 軽自動車税」を「年度 軽自動車税(種別割) 納税通知書(継続検査用)」に改める。
第21号様式(第2面)中「領収証書[㊦]」を「領収証書[㊦]」に、「収入票[㊧]」を「収入票[㊧]」に、「軽自動車税 領収済通知書[㊨]」を「軽自動車税(種別割) 領収済通知書[㊨]」に改める。

附 則
1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
2 改正後の第10条、第18条第1項第21号、第21号様式(第1面)及び第21号様式(第2面)の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

横須賀市規則第27号
横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年9月25日

横須賀市長 上地 克 明
横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則
横須賀市介護保険条例等施行取扱規則(平成12年横須賀市規則第35号)の一部を次のように改正する。
第6条第1号中「12,350円」を「12,640円」に改め、同条第2号中「4,630円」を「4,740円」に改める。
附 則
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第85号

長坂5丁目における街区を次のとおり設定するので、住居表示条例（昭和39年横須賀市条例第50号）第2条の規定により告示します。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 設定区域 別図に示す区域
- 2 設定期日 令和元年10月1日

別 図
変更前



変更後



凡 例

— · — · — · —	町 界
-----	街 区 界
長坂5丁目	町 名
①	街 区 符 号



横須賀市告示第86号

西コミュニティセンターは、改修工事のため、令和元年10月15日から当分の間集会室の使用を休止します。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第87号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施します。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 検査対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅及びおもり
- 2 検査を行う期間、区域及び場所

検査期間	検査区域	検査場所
令和元年11月11日から令和2年	本庁の所管区域のうち坂本町、汐入町、楠ヶ浦町、泊	当該特定計量器の所在場所

3月31日まで	町、猿島、不入斗町、鶴が丘、平和台、汐見台、望洋台及び佐野町（1丁目から4丁目までに限る。）並びに大津行政センター、浦賀行政センター、久里浜行政センター、北下浦行政センター及び西行政センターの所管区域
---------	--

- 3 検査を行う指定定期検査機関
公益社団法人神奈川県計量協会

横須賀市告示88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和元年9月1日	デイサービス天真館テラス	横須賀市平作8丁目20番5号	地域密着型通所介護	逗子市桜山二丁目8番36号 有限会社天真館 代表取締役 北 川 俊比古
同	花物語はまゆう	横須賀市二葉2丁目26番2号	認知症対応型共同生活介護	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江 頭 瑞 穂

横須賀市告示第89号

介護保険法（平成9年法律第123号）第54条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型介護予防サービス事

業者として指定しました。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和元年9月1日	花物語はまゆう	横須賀市二葉2丁目26番2号	介護予防認知症対応型共同生活介護	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江 頭 瑞 穂

横須賀市告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和元年8月31日	クローバー訪問介護	横須賀市追浜本町1丁目7番地ステラハイツ I 101	訪問介護	横須賀市森崎四丁目2番17号 有限会社フォワード 代表取締役 長谷川 勉
同	みはる訪問看護ステーション久里浜	横須賀市久里浜5丁目6番13号中村ビル 202号室	訪問看護	横須賀市三春町一丁目15番地1 不動産センター株式会社 代表取締役 中 井 和 久

横須賀市告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
				東京都北区赤羽一丁目31番8号

令和元年 8月31日	グループホームあお ぞら 二葉	横須賀市二葉2丁目26番 2号	認知症対応型共同 生活介護	株式会社Azzurro 代表取締役 那 須 春 樹
---------------	--------------------	--------------------	------------------	------------------------------

横須賀市告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和元年 8月31日	みはる訪問看護ステーション久里浜	横須賀市久里浜5丁目6番13号中村ビル202号室	介護予防訪問看護	横須賀市三春町一丁目15番地1 不動産センター株式会社 代表取締役 中 井 和 久

横須賀市告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ

スの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和元年 8月31日	グループホームあおぞら 二葉	横須賀市二葉2丁目26番2号	介護予防認知症対応型共同生活介護	東京都北区赤羽一丁目31番8号 株式会社Azzurro 代表取締役 那 須 春 樹

横須賀市告示第94号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除却年月日	保管期間
はり札等	2	久里浜1丁目及び野比1丁目地内	令和元年8月1日から同月30日まで	告示の日の翌日から起算して2週間

- 2 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
 - (2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第95号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動2輪車		
令和元年8月1日から同月30日まで	台 119	台 4	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	11	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	逸見駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	8	1	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	84	5	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同

同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	15	1	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	22	3	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	1	馬堀海岸駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	3	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	新大津駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	31	3	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	1	Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	21	1	汐入町4丁目、小川町、日の出町2丁目、米が浜通1丁目、平成町2丁目、不入斗町1丁目、佐野町4丁目、公郷町1丁目・2丁目・5丁目、衣笠栄町2丁目、根岸町4丁目、大津町5丁目、池田町2丁目・5丁目、野比1丁目及び秋谷地内の道路	同
同	1	0	京急田浦駅自転車等駐車場	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	横須賀駅第1自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	汐入駅第1自転車等駐車場	同
同	1	0	北久里浜駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	北久里浜駅第2自転車等駐車場	同
同	1	0	北久里浜駅第4自転車等駐車場	同
同	1	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	浦賀駅第3自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1台につき 1,500円
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき 3,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であること

- 4 とを証明するもの及び印鑑
保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市土木部土木総務課

横須賀市告示第96号
道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和元年9月25日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
1,371	旧	平作2丁目2397番地先から 平作2丁目2397番地先まで	メートル 2.8～2.9	メートル 16.3
	新	平作2丁目2397番地先から 平作2丁目2397番地先まで	2.8～3.2	16.3

公 告

横須賀市公告第104号 (令和元年9月13日 掲示済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項後段の規定により公告します。

令和元年9月13日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第105号 (令和元年9月13日 掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年9月13日

横須賀市長 上地 克明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和元年度	介護保険料	6月分	令和元年7月31日

(別紙略)

横須賀市公告第106号 (令和元年9月13日 掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年9月13日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第107号 (令和元年9月13日 掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押解除通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年9月13日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第108号 (令和元年9月20日 掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年9月20日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日
554	水こまネット	嘉藤 秀生	横浜市南区大岡1丁目25番14号スカイコート横浜弘明寺408	令和元年9月2日

横須賀市上下水道局告示第24号
平成27年横須賀市上下水道局告示第12号により指定した指定

横須賀市公告第109号 (令和元年9月20日 掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年9月20日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第111号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和元年9月25日

横須賀市長 上地 克明

記の1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷天王谷978番1及び979番3
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
三浦市初声町和田571番地
河田 成夫
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市須軽谷979番地
廣川 和子

記の2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長沢6丁目3395番、3396番、3397番、3398番1及び3399番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長沢6丁目45番14号前田貸しビル202
仲野 翔
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長沢6丁目17番11号
山田 初太郎

訓 令 甲

横須賀市訓令甲第4号

環境総合政策会議設置規程(平成21年横須賀市訓令甲第4号)は、廃止する。

令和元年9月25日

横須賀市長 上地 克明

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第23号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和元年9月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

下水道工事店株式会社神奈川保健事業社は、次のとおり代表者

を変更しました。
令和元年9月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名		所 在 地
		新	旧	
須 107	株式会社神奈川保健事業社	西之宮 聡	西之宮 優	横浜市金沢区烏浜町4番地18

消 防 局 告 示

横須賀市消防局告示第2号

平成12年横須賀市消防局告示第3号(消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の指定について)の一部を次のように改正します。

令和元年9月25日

横須賀市消防長 榎 木 浩

本則中「横須賀市火災予防条例」を「火災予防条例」に改め、第2項各号列記以外の部分中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

教 育 委 員 会 告 示

横須賀市教育委員会告示第7号(令和元年9月9日)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和元年9月9日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 日時 令和元年9月12日 午後2時
- 会議開催の場所 横須賀市役所302会議室
- 会議に付議すべき事項
 - 令和2年度横須賀市立幼稚園の園児募集要項制定について
 - 令和2年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について
 - 横須賀美術館運営評価委員会委員の委嘱について
 - 横須賀美術館美術品評価委員会委員の委嘱について

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

横須賀市選挙管理委員会告示第29号(令和元年8月16日)

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとする。

令和元年8月16日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 竹 折 輝 隆

登録を行う日 令和元年9月2日

横須賀市選挙管理委員会告示第30号(令和元年9月2日)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,862です。

令和元年9月2日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 竹 折 輝 隆

横須賀市選挙管理委員会告示第31号(令和元年9月2日)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、114,356です。

令和元年9月2日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 竹 折 輝 隆

横須賀市選挙管理委員会告示第32号(令和元年9月2日)

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、57,178です。

令和元年9月2日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 竹 折 輝 隆

監 査 委 員 告 示

横須賀市監査委員告示第3号(令和元年9月20日)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定による包括外部監査人稲垣正人の監査の事務を補助する方についての追加協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和元年9月20日

横須賀市監査委員 川 瀬 富士子
同 丸 山 邦 彦
同 西 郷 宗 範
同 嘉 山 淳 平

氏 名	住 所	補助できる期間
浜 田 陽 介	埼玉県春日部市8丁目300番地6	令和元年10月1日から令和2年3月31日まで